

情報関連産業立地促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 情報関連産業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、県内に新たに本社を設置する又は県内に本社を有し事業拡大する情報関連事業を営む（企業全体の中で情報関連事業による売上が最も大きな割合を占めていることをいう。）中小企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、企業の立地及び事業拡大を進め、地元人材活用による情報関連技術者の育成と仕事づくりを図り、もって本県経済の活性化に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社 商業登記簿法（昭和38年法律第125号）第6条に規定する商業登記簿に登記された本社をいう。
- (2) 事業拡大 情報関連技術者を増員させるため新たに雇用するとともに、事業に要する知識や技術を習得させ、売上高増大を目指すことをいう。
- (3) 情報関連事業 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の大分類G情報通信業のうち情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業又は映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業）に属する事業をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、第3セクター（国又は地方公共団体と民間の共同出資による法人をいう。）を除く。
- (5) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (6) 情報関連技術者 日本標準職業分類（昭和21年統計基準設定）の大分類B専門的・技術的職業従事者のうち情報処理・通信技術者（システムコンサルタント、システム設計者、情報処理プロジェクトマネージャ、ソフトウェア作成者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者及びその他の情報処理・通信技術者）に相当する技術者、又は大分類H生産工程従事者の生産関連・生産類似作業従事者のうち、アニメーター等において、主として情報技術を活用して職務を行う技術者をいう。
- (7) 操業 第5条第2項に規定する事業計画書に基づき、事業所において事業活動を行うことをいう。
- (8) 常用雇用者 使用者が実質的に雇用する労働者のうち、常時雇用される労働者で、県内の事業所に所属し、次の要件の全てを満たす者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）をいう。

- ア 雇用期間の定めがない者
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の被保険者となっている者
- (9) 親会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。
- (10) 子会社 財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。
- (11) 関連会社 財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。
- (12) 事業所 事業の用に供される施設をいう。

（補助対象企業）

第4条 補助金の交付の対象となるのは、次に掲げる者とする。

- (1) 県内に新たに本社を設置する情報関連事業を営む中小企業者
- (2) 県内に本社を有し事業拡大する情報関連事業を営む中小企業者
- (3) その他知事が特に必要と認める者

2 前項の対象者は、次に掲げる要件を満たすとともに、知事の指定を受けなければならない。

- (1) 次条に定める指定の申請のあった日（以下「指定申請日」という。）を基準に、操業開始日以後1年以内に、県内で新たに雇用した常用雇用者の人数（退職者の補充のための雇用、退職者（解雇された者を含む。）の再雇用、当該企業との間で親会社、子会社又は関連会社の関係にある企業からの出向、その他実質的に雇用が増加したとは認められない雇用に係る人数は控除する。以下「新規常用雇用者数」という。）のうち情報関連技術者が5人に達し、かつ、自己都合による退職等の特別な事情があった場合を除き、当該人数に達した日から操業開始日以後3年を経過するまで継続してその人数以上であること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、指定の申請日以前に新たに雇用した常用雇用者等を含むものとする。
- (2) 指定申請日から1年以内に操業を開始すること。

（指定の申請）

第5条 前条の指定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、操業を開始する前に、指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、指定に係る申請の受付期間は、この要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

- 2 前項の指定申請書には、事業計画書（様式第2号）のほか、知事が必要と認める書類を添付するものとする。
- 3 次条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）は、事業計画の期間が重ならない場合に限り、新たに指定の申請をすることができる。

（企業の指定）

第6条 知事は、前条の指定申請書の提出があったときは、指定を受けようとする企業が第4条各号に掲げる要件に適合する場合であって、別に定める情報関連産業立地促進事業費補助金審査委員会（以

下「審査委員会」という。)の意見を聴いて適当と認められる場合は、指定通知書(様式第3号)により指定するものとする。ただし、指定されなかった申請者に対しては、その理由を付して審査結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の指定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第7条 指定企業は、操業開始日、事業所の立地場所、事業に要する経費その他の事業計画を変更(別表に掲げる軽微な変更を除く。)するときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に当たり必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴くものとする。

3 指定企業は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに事業中止等届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業を中止又は廃止するとき。
- (2) 第4条各号に規定する要件を満たさなくなるとき。

(指定の取消し)

第8条 知事は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項に規定する事業中止等届出書の提出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の指定を受けたとき。
- (3) 第6条第2項の規定による指定に付した条件に違反したとき。

(操業開始の届出等)

第9条 指定企業は、指定に係る事業の操業を開始したときは、操業開始日から10日以内に操業開始届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 指定企業は、知事が事業の遂行状況など補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に関し必要な報告を求めるときは、報告書を提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第10条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合算額)がある場合は、これを控除した額とする。

- (1) 建物の賃借料 人材育成費の対象となる雇用者が所属する事業所において、操業開始日以後3年間の期間内に要する事業に供される建物の賃借料(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。)について、1㎡当たり月額千円に事業使用面積を乗じて得た額又は当該賃借料に10

0分の20を乗じて得た額のいずれか低い額

(2)機械設備の賃借料 人材育成費の対象となる雇用者が所属する事業所において、操業開始日以後3年間の期間内に要する事業に供される機械設備の賃借料（通信回線を介して利用する機械設備の使用料を含む。）について、当該賃借料に100分の20を乗じて得た額

(3)通信回線使用料 人材育成費の対象となる雇用者が所属する事業所において、操業開始日以後3年間の期間内に要する事業に供される通信回線の使用料（インターネット接続サービスの利用に係る経費及び専用回線使用料で回線導入に当たって必要な初期費用及び資産となるものを除く。）について、当該使用料に100分の20を乗じて得た額

(4)人材育成費 操業開始日以後3年間の期間内に、県内の事業所で新たに雇用した常用雇員に係る操業開始日以後3年間の経費について、年間を通じた新規常用雇員数のうち情報関連技術者1人につき年間50万円（事業拡大の場合は30万円）を乗じて得た額

2 前項第1号及び第2号の賃借料並びに同項第3号の使用料について、事業拡大の場合は、補助金の交付対象としない。

3 補助金の額は、操業開始日から起算して1年間ごとの補助金の交付の対象となる経費に基づき算定する。

4 補助金の額の計算においては、第1項各号ごとに千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

5 補助金の1年間の交付限度額は、3千万円とする。ただし、第1項第1号から第3号までの合計額は、第4号の金額を超えないこととする。

6 第1項の規定にかかわらず、原則として当該補助金以外の補助金等の交付を受けた場合は補助対象外とする。ただし、知事が別に定める補助金等を受けた場合にあっては、この限りでない。

7 第5条第3項の申請により指定を受けた場合は、第1項第4号の人材育成費のみを補助金の交付対象とする。

（交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする指定企業は、操業開始日から起算して1年間ごとの実績に基づく補助金交付申請書（様式第8号）に知事が必要と認める書類を添付して、補助事業終了後から3か月以内に知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第12条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行う。

2 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第9号）によるものとする。

（交付の条件）

第13条 知事は、前条第1項により補助金の交付を決定するに当たっては、次に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付の決定を受けた指定企業（以下「補助事業者」という。）の都合により雇用者の大規模な解雇を実施したとき、又は操業開始日以後5年以内に事業を中止し、又は廃止したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (3) 補助金に係る経理について、その収支の事実等を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度から5年間保存しなければならないこと。
- (4) 事業報告など補助事業に関し必要な報告を求められたときは、報告書を提出しなければならないこと。
- (5) 法令その他の関係法規を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

（交付決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認める場合を除き、操業開始日以後5年以内に事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 法令その他の関係法規に違反したとき。

（実績報告）

第15条 補助事業の実績報告は、補助事業実績報告書（様式第10号）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支精算書（様式第12号）

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の実績報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第17条 補助金の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

(指定の承継)

第18条 合併、譲渡、相続その他の事由により、指定企業から補助事業を承継した者は、当該指定を承継することができる。

2 前項の規定により、指定の承継を受けようとする者は、事業を承継した日から起算して30日を経過する日までに指定承継申請書(様式第13号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認に当たり必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項の承認する場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

5 指定の承継の承認は、指定承継承認通知書(様式第14号)によるものとする。

(補 則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年10月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表

事業に要する経費の軽微な変更 (次に掲げる変更以外の変更)	事業の内容の軽微な変更 (次に掲げる変更以外の変更)
事業に要する経費総額の10%を超える増加	1 指定企業の名称の変更 2 操業開始日の90日を超える変更 3 事業所等の立地場所の変更 4 新規雇用者数の50%を超える変更